

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年10月)	資料ア
資料格納日：令和6年10月31日 動画公開期間：令和6年10月31日～令和7年3月31日	

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入 除税額報告書等の提出について

<担当>

企画・制度グループ	TEL：457-2827
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所		○
		企業主導型保育事業		○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）		○
		ベビーシッター		
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
		ベビーシッター		

通知の状況	有り	通知日	令和6年10月24日（木）	
		通知方法	メール	その他
	無し			

提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	令和6年12月4日（水）
	該当する施設のみ提出	提出方法	郵送又は持参
	提出無し		

令和5年度に補助金の交付を受けた
認可外保育施設（法届出対象施設）

浜 幼 支 号 外
令和6年10月24日

代表者様

浜松市こども家庭部幼保支援課長 井川 宜彦

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等の提出について

日ごろ、幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の各補助金交付要綱に基づき、下記のとおり消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の御提出をお願いいたします。

記

1 対象施設

令和5年度に「2 対象補助金」の交付を受けた認可外保育施設（法届出対象施設） 全施設

2 対象補助金

今回の仕入控除税額報告の対象となる令和5年度の補助金

- ①浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
- ②浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業費補助金
- ③浜松市私立保育所等ICT化推進事業費補助金
- ④浜松市私立保育所等子どもの安心・安全対策事業費補助金
- ⑤浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金
- ⑥浜松市認証保育所事業費補助金

3 提出書類

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書関係書類一覧に定めるもの

※提出部数は、書類一覧の右端「提出部数」のとおり

4 提出期限

令和6年12月4日（水）

※特に支障の無い限り、提出年月日は、「令和6年12月4日」付けとしてください

5 提出先

浜松市こども家庭部幼保支援課 給付・事業グループ

6 提出方法

郵送又は持参にて提出

7 その他

〔書類の提出等について〕

- ・設置者の決算時期の都合により、提出期限に間に合わない場合には、あらかじめ担当にご連絡ください。
- ・提出書類や様式等の見直しがある場合は、その都度お知らせします。
- ・必要に応じて、税理士等の助言を得ながら作成してください。
- ・提出された書類について内容の確認が必要な場合などには、追加の書類の提出を求めることがあります。
- ・令和5年度に「2 対象補助金」の交付を受けた認可外保育施設（法届出対象施設）においては、仕入控除税額（要市補助金等返還相当額）が0円の場合も書類の提出が必要です。

〔補助金について〕

- ・経費の課税・非課税・不課税の仕分け等については、市で最終的な判断ができるものではないため、税務署等に御相談ください。
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が生じる等の場合には、市への補助金返還が必要となります。返還手続き等については、該当する事業者に対し別途連絡をします。
- ・補助金の交付の条件として、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿や証拠書類の保管が義務付けられています。改めて各種書類の整備や保存状況の確認をお願いします。
- ・補助金の交付の条件として、補助事業により取得した財産については財産処分の制限があります。補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保提供・廃棄の予定がある場合は、事前に市長の承認が必要ですので、必ず協議を行うようお願いいたします。
- ・補助金の交付の各条件等に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部を返還いただく場合がありますので、補助事業年度の終了後においても、十分御留意ください。

浜松市こども家庭部幼保支援課

担当：企画・制度グループ 深田・鈴木・加藤 TEL：457-2827

給付・事業グループ 和田 TEL：457-2118

FAX：457-2039

E-mail:s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※問い合わせの内容によっては、他の担当者を御案内いたします

(提出先: 幼保支援課 給付・事業グループ)

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書関係書類一覧 兼 提出時チェックシート

※該当ある場合のみ提出

記載例

施設の類型	認可外保育施設(企業主導型保育事業)
施設の名称	〇〇保育園
問い合わせ担当者	事務長 〇〇〇〇
連絡先電話番号	(053)457-****

項目			様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
						正本	
-	-	令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書関係書類一覧 兼 提出時チェックシート	あり	・この書類のチェック欄に記入のうえ、提出すること ・両面印刷可	提出	1部	必須
1	報告書等	令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	あり	・No.1は、代表者の署名又は記名押印 ・仕入控除税額(要市補助金等返還相当額)が0円の場合も提出すること	提出	1部	
2		別紙・補助事業別内訳書	あり		提出	1部	
3		上記No.2の別紙・補助事業別内訳書の選択区分に基づく別表に定める添付書類		・添付書類を提出すること ・同一法人が複数の施設を運営している場合で、各施設に共通する資料であるときは、欄外を参照(※2)	他園に添付(備考欄へ)	1部	備考を要確認
4	その他の参考となる書類			該当なし	1部	任意	

備考欄 (「他園に添付」の場合の園名)	〇〇こども園
------------------------	--------

備考欄 (市への連絡事項等の自由記入欄)	
-------------------------	--

- ※1 該当の無い書類については、「該当無し」を選択すること。
- ※2 同一法人が複数の施設を運営している場合で、各施設に共通する資料であるものについては、いずれかの施設の提出書類に1部添付すれば可とする。
この場合は、チェック欄において「他園に添付(備考欄へ)」を選択のうえ、「備考欄(「他園に添付」の場合の園名)」の欄に、書類を添付した施設の名称を記載すること。

第4号様式

記載例

令和 6 年 12 月 4 日

(あて先) 浜松市長

設置者	(法人の場合)	所在地	浜松市〇区〇〇町〇〇
		フリガナ	カブシキガイシャ〇〇
		法人名	株式会社 〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇
			(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所	
フリガナ			
氏名			
		(自署しない場合は、押印してください。)	

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

浜松市私立就学前施設に関する補助金の共通事務取扱要綱第6条に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告します。なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

1 対象施設の種類及び名称

- (1) 種類 認可外保育施設（企業主導型保育事業）
- (2) 名称 〇〇保育園

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

合計 金1,730,000円

3 消費税及び地方消費税の申告による確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要市補助金等返還相当額）

合計 金135,000円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

別紙

記載例

(〇〇保育園)

区分	交付確定に係る通知書 上段：文書番号 下段：日付	補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第 179号)第15条の規定 による確定額又は事業 実績報告による精算額 (※1)	消費税及び地方消費税 の申告による確定した 消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額 (要市補助金等返還相 当額) (※2)	別表の選 択区分A ～Nによ る該当項 目 (※3)
①浜松市私立保育所 等新型コロナウイルス 感染症に係る保育 所等事業継続支援事 業費補助金	浜松市指令こ幼第 170- 号 令和 6 年 1 月 4 日	300,000 円	27,000 円	L◎
②浜松市教育・保育 施設等物価高騰対策 助成事業費補助金(令 和4年度(令和5年度繰 越事業))	浜松市指令こ幼第 53- 号 令和 5 年 7 月 1 日	300,000 円	27,000 円	L◎
③浜松市教育・保育 施設等物価高騰対策 助成事業費補助金(令 和5年度)	浜松市指令こ幼第 174 号 令和 6 年 2 月 1 日	30,000 円	27,000 円	L◎
④浜松市私立保育所 等 I C T 化推進事業 費補助金	浜松市指令こ幼第 229- 号 令和 6 年 3 月 29 日	300,000 円	27,000 円	L◎
⑤浜松市私立保育所 等子どもの安心・安 全対策事業費補助金	浜松市指令こ幼第 181- 号 令和 6 年 2 月 14 日	300,000 円	27,000 円	L◎
⑥浜松市保育士宿舎 借り上げ支援事業費 補助金	浜松市指令こ幼第 136- 号 令和 5 年 12 月 4 日	200,000 円	0 円	J
	浜松市指令こ幼第 234- 号 令和 6 年 3 月 31 日	300,000 円	0 円	J
⑦浜松市認証保育所 事業費補助金	浜こ幼 699- 号 令和 6 年 3 月 31 日	円	0 円	
合計		1,730,000 円	135,000 円	

(※1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の2と一致

(※2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の3と一致

(※3) 選択区分「A」又は「D」を選択した場合は、別表に課税売上高を記載すること

別表

区分				添付書類		選択区分
返還を要しないもの	①消費税の申告を要しない	消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者	イ 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である	・左記が分かる書類 〔課税売上高〕 税抜 円 税込 円	A	
				・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	B	
				・その他の書類	C	
		ロ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと	・左記が分かる書類 〔課税売上高〕 税抜 円 税込 円	D		
			・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	E		
			・その他の書類	F		
		消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者	・歳入歳出予算見込書(抄本)等	G		
	②簡易課税方式により申告している	消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者(その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること)	・消費税の確定申告書(簡易課税用)	H		
	③特定収入割合が5%を越えている	消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者(国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税方別表3に掲げる法人(特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む)に該当すること)	・消費税の確定申告書 ・特定収入割合等を算出した計算表	I		
	④補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている			J		
⑤補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において、「非課税売上」にのみ要するものとしている		・消費税の確定申告書(個別対応方式となっていることが確認できるもの) ・非課税売上げにのみ要するものとしていることが分かる書類 例:仕分帳簿、振替伝票等	K			
返還を要するもの	⑥課税売上割合が95%以上の場合	・消費税の確定申告書 ・返還額の計算過程の分かる書類	L◎			
	⑦個別対応方式	・消費税の確定申告書(個別対応方式となっていることが確認できるもの) ・返還額の計算過程の分かる書類	M◎			
	⑧一括比例配分方式	・消費税の確定申告書(一括比例配分方式となっていることが確認できるもの) ・返還額の計算過程の分かる書類	N◎			